

平成 25 年 12 月 10 日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

大阪弁護士会	民法改正問題特別委員会	有志		
辰野久夫	田仲美穂	橋田 浩	西浦克明	原田裕彦
林 邦彦	宇仁美咲	神川朋子	川上 良	稲田正毅
木村真也	赫 高規	山形康郎	平井信二	松尾吉洋
辻村和彦	中西敏彰	橋本芳則	藤田増夫	福本洋一
高尾慎一郎	阪上武仁	山本和幸	福井俊一	

「事情変更の法理」及び「不安の抗弁権」に関する意見

第 1 事情変更の法理について

1 意見の趣旨

事情変更の法理については、明文化すべきであり、その具体的条項については、以下のような内容にすべきである。

【条項案】

契約の締結後に、契約の基礎とした事情に著しい変更が生じた場合において、契約の趣旨に照らして当該契約を存続させることが信義衡平に反して著しく不当であるときは、当事者は、当該契約を解除することができる。ただし、事情の著しい変更が、契約の当時、各当事者が予見することのできなかつたものであり、かつ、当該解除権を行使しようとする当事者の責めに帰することができないものである場合に限る。

2 意見の理由

(1) 明文化について

事情変更の法理の存在は、最高裁判例においても認められているものであり、実務上も、学説においても、かかる法理の存在が認められること自体に争いはない。

民法は取引一般に適用される基本法であることから、現実には法理の存在が明確に認められているにもかかわらず、明文化されない取引ルールを認めるべきではなく、事情変更の法理は、明文化すべきである。

この点、濫用の恐れを指摘し、明文化に反対する意見もあるが、存在が広く認められている法理を規定化せず、一般に知らしめないようにすることによって濫用を防ぐというのは、到底説得的であるとはいえない。

とりわけ、事情変更の法理を明文化している諸外国も多く、かかる諸外国に対して、あたかも我が国がこのような隠れたルールを積極的に容認するかのよう誤解を与えかねないものである。

(2) 効果について

比較法的には事情変更の法理の効果として契約改訂権を認めるものはあるものの、

我が国における適用事例はなきに等しい。しかしながら、継続的または長期的な契約について契約改訂の必要がある場合も生じうるのであって、事情変更の法理は具体的事案に照らした救済法理の側面を有することからすれば、契約改訂の道はやはり残すべきである。

そこで、解除のみを明文化するとしても、なお解釈論として、契約改訂権をその効果として認める事情変更の法理を否定するものではないことを、立法者解説等において明確にすべきである。

(3) 要件について

事情変更の法理は、信義衡平の原理から極めて例外的に適用される法理であることから、その濫用の恐れを防止するために、具体的条項においては、救済法理としての例外性が十分に認識できるように、要件を極力厳格化する必要がある。

かかる観点から、部会資料 7 2 B において示された条項案については基本的に賛成である。

もっとも、「[天災、事変その他の事由に基づいて]契約の基礎とした事情に著しい変更が生じた」との要件のうち、[天災、事変その他の事由に基づいて]との例示は、他の要件において十分な限定がなされていることを勘案すると、事情の変更事由を過度に限定させるような誤解を与えるため、不要である。

また、「契約の当時、各当事者が予見することができなかった特別なもの」との要件のうち、予見対象がそもそも予見不能である以上、「特別な」という更なる限定は不要である。

加えて、「[2 前項の事情の著しい変更は、解除権を行使しようとする当事者がこれを予見していたとすれば契約を締結しなかったと認められるものでなければならない。]」の要件は、これを他の要件に加えて独自に規定する意義はなく、不要である。

(4) 結語

以上より、頭書記載のとおり意見を述べる次第である。

第 2 不安の抗弁権について

1 意見の趣旨

不安の抗弁権については、明文化すべきであり、その具体的条項については、以下のような内容にすべきである。

【条項案】

双務契約の当事者のうち自己の債務を先に履行すべき義務を負う者は、その反対給付である債権につき履行を得られない明らかなおそれがあり、相手方が先履行を求めることが取引上の信義衡平に反する場合において、その事由が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その債務の履行を拒むことができるものとする。ただし、相手方が弁済の提供をし、又は相当の担保を供したときは、この限りでないものとする。

ア 契約締結後に生じたものであるときは、それが契約締結の時に予見することができなかったものであること

イ 契約締結時に既に生じていたものであるときは、契約締結の時に正当な理由により知ることができなかったものであること

2 意見の理由

(1) 明文化について

不安の抗弁権は、これを明確に肯定した最高裁判例は見当たらないものの、下級審判例ではこれを認めるものが多くあり、実務上も、学説においても、かかる抗弁権の存在が認められることに争いはない。

前述のとおり、民法は取引一般に適用される基本法であることから、存在が明確に認められるにもかかわらず、明文化されない取引ルールを認めるべきではなく、不安の抗弁権は、明文化すべきである。

もっとも、不安の抗弁権の要件が必ずしも確立しておらず、濫用の恐れがあること自体もまた事実である。不安の抗弁権が、信義衡平の原理から事案ごとに判断されるものであることからすれば、要件を具体化することはそもそも困難であることは否めない。

しかしながら、現に不安の抗弁権が実務において主張されることがあることに鑑みれば、かかる要件の具体化が困難であるからといって民法に何ら規定をしないことは、不安の抗弁権の濫用の防止や適切な行使に何ら寄与するものではない。

そこで、要件を極力厳格化することに加え、信義衡平の原理により解釈がなされるような要件を定めた上で、規定化すべきである。

(2) 要件について

要件化にあたっては、上述した観点から要件をより厳格化する意味で、単なる「おそれ」という用語により限定を加え、「明らかなおそれ」とした。

また、裁判例上、信義則や公平（衡平）の原理をその根拠とするものが多く、かかる原理原則を根拠とすること自体には異論は少ないところであると思われる。そこで、「相手方が先履行を求めることが取引上の信義衡平に反する場合において」という要件を付加した。この規範的要件を加えることにより、不安の抗弁権の要件に関する今後の議論の支障となることもない。

なお、「相手方につき破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったことその他の事由により」という要件については、裁判例上、不安の抗弁権がかかる場合において典型的に認められてきたわけではないことや、特に再建型倒産手続における弊害が大きいと考えられることから、列挙すべきでない。

(3) 結語

以上より、頭書記載のとおり意見を述べる次第である。

以 上